

連絡票の記載例

未成年者の財産管理は、基本的には後見人の裁量に委ねられています。そのため、未成年者の財産管理や身上監護については、**後見人が何をしたいのかについて、具体的に後見人としての方針を示してください。** どうすれば認められるかといった質問にはお答えできません。

後見人からよく寄せられる連絡について、下記のとおり記載例を示しますので参考にしてください。

〈記載例：相場より高額な冠婚葬祭費を支出するとき〉

未成年者（17歳）の祖父の三回忌法要を営むにあたり、法事費用として、未成年者の預貯金から50万円を支出したいと考えています。

未成年者の祖父には長男（未成年者の伯父）がいますが、伯父は事業に失敗して多額の負債を抱えており、法事費用を負担することができません。祖父は未成年者と長年同居しており、法事費用を支出することは未成年者も了承しています。不明な点や問題点があったら連絡してください。

〈記載例：不動産を売却するとき〉

所在地「〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号」の土地及び建物を売却したいと考えています。不動産業者の見積書を同封します。見積書によれば、不動産は1500万円で売却できそうですが、建物は古す

ぎるので、売却する際には解体をしなければならないとのことです。そのため、解体費が300万円かかります。さらに仲介料など100万円を引くと、未成年者の元には1100万円が残りそうです。この条件は、他の不動産会社に確認しても、妥当な金額とのことですので、この条件で売却したいと思いますが、不明な点や問題点があったら連絡してください。

〔添付資料：見積書のコピー、契約書案のコピー等〕

〈記載例：遺産分割をするとき〉

令和〇年〇月〇日、未成年者の祖父が死亡し、遺産分割の必要が生じました。相続人は、未成年者と祖母の二人です。遺産は、同封した遺産目録、不動産全部事項証明書、預金通帳のコピーのとおり、不動産と預金のみです。不動産の固定資産税評価額は1000万円、預金残高は1000万円です。同封した遺産分割協議書案のとおり、未成年者が預金を、祖母が不動産を、それぞれ相続することとしました。未成年者の法定相続分2分の1は確保されておりますので、この内容で遺産分割を進めたいと思います。不明な点や問題点があったら連絡してください。

〔添付資料：遺産分割協議書案、遺産目録、不動産の全部事項証明書、預貯金通帳のコピー等〕

※ 後見人と未成年者が共に相続人になる場合は、特別代理人選任の申立てが必要になります（20頁、Q9）。

〈記載例：立替金を清算するとき〉

未成年者の半期分の高校の授業料として合計50万円を、後見人である私が立て替えて支払っていました。今回、未成年者に対して保険金が900万円支払われたので、清算したいと考えております。立替金の明細は同封した書面のとおりです。念のため領収書のコピーも同封します。不明な点や問題点があったら連絡してください。

〔添付資料：立替金の裏付け資料のコピー〕

〈記載例：債務を返済するとき〉

未成年者の伯父から、令和〇年〇月〇日に未成年者の亡父に貸した300万円を返済してほしいと求められました。当時、未成年者の亡父は離婚の慰謝料などで金が必要だったようです。借用書は残っていませんが、令和〇年〇月〇日に未成年者の亡父名義の〇〇銀行〇〇支店の普通預金口座（口座番号〇〇〇〇〇）に未成年者の伯父から300万円振り込まれていることから、未成年者の伯父の話は信用できると考えています。未成年者の預貯金残高は1000万円以上ありますので、一括返済しようと思いますが、不明な点や問題点があったら連絡してください。

〔添付資料：債務の裏付け資料のコピー〕